

広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第三十二号

#### 広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例

広島県高等学校等奨学金貸付条例（平成十四年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、修学上必要な」を「修学上必要な」に、「奨学金」を「修学奨学金」という。）を、留学を行う者に対し留学に必要な経費の一部（以下「留学奨学金」に改める。

第二条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 奨学金 修学奨学金及び留学奨学金をいう。

第三条中「奨学金」を「修学奨学金」に改め、同条に次の一項を加える。

2 留学奨学金の貸付けを受けることができる者は、前項第一号及び第二号に掲げる要件を満たし、かつ、外国の教育施設において、教育を受けるため、二週間以上の期間、留学を行うおうとしているもの又は行ったものでなければならぬ。

第四条（見出しを含む。）中「奨学金」を「修学奨学金」に改め、同条の次に次の一項を加える。

（留学奨学金の貸付額等）

第四条の二 留学奨学金の貸付額は、次の表の上欄に掲げる留学期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額（当該額が、留学に必要な経費として知事が認める額から、他から借り受けて、又は給付された留学に係る補助金その他同種の資金の額を差し引いた額を超えるときは、当該差し引いた額）を上限とする。

区 分	貸 付 上 限 額
二週間以上三月未満	一〇〇、〇〇〇円
三月以上	五〇〇、〇〇〇円

2 留学奨学金は、一括して貸し付ける。

3 前条第三項の規定は、留学奨学金について準用する。

第五条第二項中「前項」を「第一項」に、「第三条各号」を「第三条第一項各号又は第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 留学奨学金に係る前項の申請書を留学から帰国した後に提出する場合は、留学から帰国した日の翌日から起算して一月以内に学校の長に提出しなければならない。

第七条第一項中「第三条各号」を「第三条第一項各号又は第二項」に改める。

第八条第一項第一号を次のように改める。

一 修学奨学金に係る奨学生にあつては第三条第一項各号のいずれかの要件に、留学奨学金に係る奨学生にあつては同条第二項の要件に該当しなくなった場合

第八条第一項第四号中「修学する上で必要な学資」を「貸付けを受ける目的」に改める。  
第九条第一項中「借受者」を「修学奨学金に係る借受者」に、「当該奨学金」を「当該修学奨学金」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項各号列記以外の部分中「前項」を「前三項」に改め、同項第二号中「前項本文」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 留学奨学金に係る借受者は、高等学校等を卒業する月の翌月又は前条第一項の規定により奨学金の貸付けが打ち切られた日の属する月の翌月のいずれか早い月から起算して六月を経過した後、十年以内の期間において規則で定めるところにより、奨学金を償還しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、借受者は、奨学金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

#### 附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行し、この条例による改正後の広島県高等学校等奨学金貸付条例の規定により貸し付ける留学奨学金については、同日以降に留学を行う者から適用する。